

奈良シニア大学 学則

(名称)

第1条 本学の名称は、奈良シニア大学とする。ただし、本学は、学校教育法上の大学ではない。

(目的)

第2条 本学は、生涯学習を通じて本学学生(以下「学生」という。)が教養・見識を高め、健康の維持増進を図り、趣味を養い、相互の親睦を図り、共に生きがいを高め、豊かなシニアライフを過ごすとともに、地域社会に貢献することを目的とする。

(設置者および運営者)

第3条 本学は、一般社団法人日本コミュニカレッジが設置し、奈良シニア大学事務局が運営する。

- 2 事務局は、本学の管理運営に関し必要な事項を定め、事務局長が本学を代表して、運営業務を統括する。

(事業)

第4条 本学は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) シニア世代を対象とした一般教養講座および選択科目講座などの高齢者生涯学習活動
- (2) サークル活動
- (3) 文化祭、研修旅行、懇親会その他レクリエーション
- (4) ボランティア活動
- (5) その他必要と認める活動

(組織)

第5条 本学に次の役員を置く。

- (1) 学 長 1名
 - (2) 評議員 若干名
 - (3) 相談役 必要に応じて若干名
- 2 役員は本学の目的に賛同した有識者から事務局が委嘱する。
 - 3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは補欠委嘱するが、この場合就任した役員の任期は前任者の残任期間とし、また、役員は任期満了後も後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

(運営評議会)

第6条 役員は運営評議会を組織し、第2条の目的に添い、事務局の諮問を受けて、次の事項に関して意見を述べ、助言する。

- (1) 本学の活動や運営に関する重要事項
 - (2) 本学則の改廃
 - (3) その他重要事項
- 2 運営評議会は、学長の招集により、原則として3ヶ月に1回開催する。ただし、必要あるときは臨時に開催することができる。

(入学資格)

第7条 本学に入学することができる者は、本学の目的を理解しかつ遂行できる方で、健康に学習できる者とする。

2 前項にかかわらず、事務局が認めた者は、聴講生として各講座を受講することができる。

(学年)

第8条 本学の活動及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 1年を次の4学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日から6月30日まで

(2) 第2学期 7月1日から9月30日まで

(3) 第3学期 10月1日から12月31日まで

(4) 第4学期 翌年1月1日から翌年3月31日まで

(授業)

第10条 授業は、午前一般教養講座を、午後選択科目講座を開講する。

2 事務局は、学期が始まる前に、当該年度の開講日程を学生に通知する。

(定員・学生の呼称)

第11条 定員は、奈良校及び橿原校を計350名、東京講座を70名とする。

2 4年以上在籍の学生の呼称は、以下の2つがある。

(1) 従来どおりの受講生 「マイスター〇期生」

(2) マイスター特別コース受講生 「聴講生〇期生」

※期生は入学時に準じる。

(学費)

第12条 学生は、所定の学費（入学金及び授業料）を納める。

2 学費は事務局が定め、必要に応じて変更することができる。

3 学生は、各学期開始前日までに当該学期の授業料を納入しなければならない。本学は、期日までに納入しない学生を退学させることができる。

4 納入された入学金は、入学日以降は返却しない。

5 納入された授業料は一切返却しない。ただし、事務局が正当な理由があると認めた時は、その限りでない。

6 学期途中で入学する学生は、入学時期に相応する授業料を納入する。

7 聴講生は、事前に事務局に連絡し、所定の費用を納入しなければならない。

(会場)

第13条 開催会場は空き状況と受講者数に応じて事務局で決め、予め学生に通知する。

(サークル活動等)

第14条 学生が自主的に行うサークル・同好会活動は、事務局に届け出なければならない。

(休学、復学)

- 第15条 学生は、病気その他の事情により引き続き1学期以上休学する場合、及び、休学の理由がなくなり復学しようとする場合は、いずれも所定の様式にて事務局に届け出なければならない。
- 2 学生は、休学期間中も所定の費用（1,000円(税別)／学期）を納入しなければならない。

(退学)

- 第16条 学生は、自己都合により退学しようとする場合は、所定の様式にて事務局に届け出なければならない。
- 2 本学は、以下の行為に及んだ学生を退学させることができる。
- (1) 著しく規律を逸脱した行為
 - (2) 本学の信用を失墜する行為
 - (3) 事務局の許可を得ずに講師と直接交渉する行為
 - (4) 本学のコミュニティーの運営に支障を来たす言動
 - (5) 本学の運営を妨害する言動
 - (6) 本学所定の学費（入学金及び授業料）を期日までに納付しない
 - (7) その他、迷惑行為など親睦を阻害する状況を作出する行為

(学生会)

- 第17条 本学は学生会を置く。
- 2 学生会は毎年、学生と事務局が協議の上、構成員を決定する。
- 3 学生会は、学生生活をより豊かで有意義なものにするために、学生の立場から積極的に意見を述べるとともに、本学活動の円滑な運営に協力するものとする。ただし、本学の運営責任を負わない。
- 4 学生会は、事務局が招集して、原則として半年に1回開催する。ただし、必要あるときは臨時に開催することができる。
- 5 学生委員は、学生の互選により、あるいは前任者・事務局の推薦により毎年選任し、その任期は原則、通算2年を限度とする。ただし、任期満了後においても後任者がいない場合や事務局が委嘱する場合にはその限りではない。

(その他)

- 第18条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は事務局が別に定める。

(附則)

- この学則は、平成30年11月1日から施行する。
- この学則は、令和元年9月1日から施行する。
- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- この学則は、令和5年1月1日から施行する。
- この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- この学則は、令和7年4月1日から施行する。